

福岡地裁総第 508 号

令和 6 年 6 月 7 日

弁護士 山 中 理 司 様

福岡地方裁判所長

司法行政文書不開示通知書

3 月 25 日付け（同月 28 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

福岡地裁及び管内簡裁の職員配置表（令和 6 年 4 月以降の最新版）のうち、福岡地方・簡易裁判所、福岡地方裁判所久留米支部（久留米簡裁を含む。）及び福岡地方裁判所八女支部（八女簡裁を含む。）職員配置表を除く文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書第一係 電話 092 (781) 3141 (内線 3108)